

# 店舗の外観・内装の保護状況

平成30年12月27日

特許庁

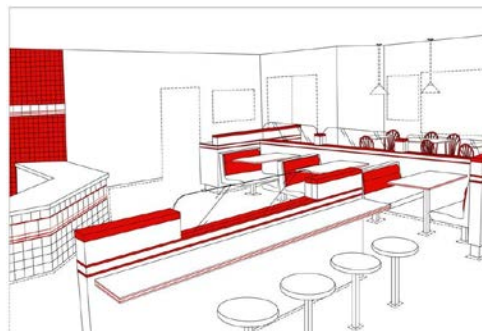
## 店舗の外観・内装の例

### 店舗の外観



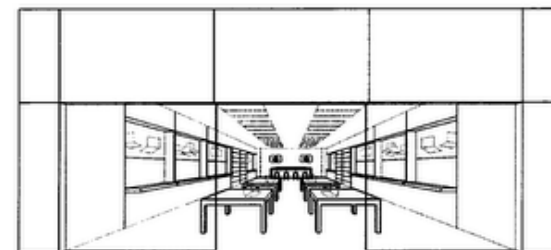
- 登録番号 5851632
- 出願人 株式会社コメダ
- 国際分類 第43類 (飲食物の提供)
- 不正競争防止法2条1項1号及び2号の「商品等表示」と認められた事例 (東京地裁平成27年(㉔)第22042号 仮処分命令申立事件)

### 店舗の内装



- 登録番号 4839216 (米国登録商標)
- 出願人 In-N-Out Burgers
- 国際分類 第43類 (Food preparation; Restaurant services.)

### 店舗の外観・内装



- 登録番号 4277914 (米国登録商標)
- 出願人 Apple Inc.
- 国際分類 第35類 (Retail store services featuring computers, computer software, etc.)

## 海外における店舗の外観・内装の保護

	米国	欧州	韓国	中国	台湾
商標法における定義	店舗の外観等に関する具体的な規定はないが、商標の定義上の「シンボル」又は「図形」中に「トレードドレス」が含まれると解釈されている。	店舗の外観等に関する特定の規定はない。	店舗の外観等に関する特定の規定はない。	店舗の外観等に関する特定の規定はない。	店舗の外観等に関する特定の規定はない。
商標審査ガイドラインにおける定義	トレードドレスは、製品の「全体イメージや全体的外観」又は要素の全体として、及び「大きさ、形状、色又は色彩の組み合わせ、構造、グラフィックスなどの特徴を含む」旨の記載あり。	店舗の外観等に関する特段の記載はない。	「立体商標はトレードドレスに対応する概念であり、サービス提供場所の外観・内装も含まれるとみることができる」旨の記載あり。	店舗の外観等に関する特段の記載はない。	「役務場所のインテリアデザイン」は、「営業場所の全体的な外観と装飾のことである。」旨の記載あり。
識別力	本来的な識別力がなければ使用による識別力が必要	本来的な識別力がなければ使用による識別力が必要	本来的な識別力がなければ使用による識別力が必要	本来的な識別力がなければ使用による識別力が必要	本来的な識別力がなければ使用による識別力が必要
商標の詳細な説明	必須	任意	任意	必須	必須
他法域での保護	意匠特許法、著作権法の下で保護され得る。	欧州共同体意匠規則の下で保護され得る。	不正競争防止法、著作権法の下で保護され得る。	専利法 <sup>(1)</sup> 、著作権法、反不正競争法 <sup>(2)</sup> の下で保護され得る。	専利法 <sup>(1)</sup> 、著作権法、公平交易法 <sup>(2)</sup> の下で保護され得る。

(1)我が国の特許法、実用新案法、意匠法に相当

(2)我が国の不正競争防止法に相当